

渋谷区告示第276号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第38条第4項の規定に基づき、外苑ハウスマンション建替組合の解散を令和3年7月1日付け申請書のとおり認可したので、同条第6項の規定により、次のように告示する。

令和3年9月27日

渋谷区長 長谷部 健

- 1 解散するマンション建替組合の名称
外苑ハウスマンション建替組合
- 2 事務所の所在地
東京都中央区日本橋室町三丁目3番3号 CMビル5階
株式会社マイライフ・ハウジング内
- 3 施行再建マンションの敷地の区域
渋谷区神宮前二丁目2番10
新宿区霞ヶ丘町16番3の一部
- 4 解散理由
外苑ハウスマンション建替組合が施行するマンション建替事業が完成したため
- 5 解散の認可の年月日
令和3年9月27日